

1 いじめの認知

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

以下のものをいじめとして認知します。

- ①冷やかしやからかい、脅し文句や悪口など嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれや集団から無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥物品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられるなどの行為。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧スマートフォン等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他、被害者が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの認知に当たっての基本的な視点

- いじめは、どんな理由があっても絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの学級にも起こりうるものです。
- いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい場合があります。
- いじめは、その行為により、暴力・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがあります。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっています。
- いじめは、学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

2 対策組織

(1) いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他該当職員が実動します。

必要に応じて、上記に加え、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、生活安全課（警察）、当該児童のかかりつけの医療機関、磐田市教育委員会、地域住民等との連携を図ります。

(2) いじめ対策委員会の機能

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画を作成し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・事案の対処・事後支援を実効的に行います。また、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを検証し、本校の実態に合わせて毎年改正していきます。
- いじめの相談・通報の窓口になります。特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となるよう組織的に対応します。
- いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をします。

3 いじめの未然防止

学校いじめ防止基本方針に基づいて、学校として具体的な取組を年間計画として定め、児童がいじめについて考える機会を設定し、いじめが起こりにくい集団作りを目指します。

保護者や児童から相談があった場合、すぐに対応し、面談をする時間を設けます。また、S CやS SWの来校日には、カウンセリングを受けることができます。

【いじめ未然防止・早期発見のための年間計画】

対象者：○保護者 ・児童 ◆教職員

月	実施内容	備考
4	◎いじめ基本方針説明 (学活・懇談会・PTA 総会・HP) ・人間関係づくりプログラム①(学活)	◎本校のいじめ基本方針を示す。 ・エンカウンターやミニゲーム、対話練習などを行い、よりよい集団作りを行う。
5	・第1回アセス調査(4~6年) ・第1回学校をもっと楽しくしようアンケート(1~3年) ・SNS講座(6年)	・1年生は紙媒体、2~6年生はGoogle フォーム ◆担任が集計し、生徒指導主任に報告する。 ◆結果から考察し、学級での対応を考える。
6	・第1回アセス、第1回学校をもっと楽しくしようアンケート後の児童面談	・事実確認後、本人と相談の上、対応。 ・他学年が関わる場合は、各担任がそれぞれ指導。 ○保護者に情報共有
7	○保護者面談(夏季休業中)	○アセスの結果や指導後の様子を伝える。 ○家庭での児童の様子を聞き取る。
8	◆人権教育研修 ◆生徒指導研修	◆人権意識を再確認。日頃の生徒指導を振り返る。 ◆アセスの見方や今後の学級づくりについて学ぶ。
9	・人間関係づくりプログラム②(学活) ・SNS講座(5年)	・アイスブレイキング、対話 ・個人の振り返り
10	・いじめについて話し合う(道徳・学活) <子供のことをよく見る月間>	・いじめ問題の教材を取扱い、学級の雰囲気や個人の在り方について話し合う。 ・日々の様子を見直し、児童が安心する環境であるかを確認する。
11	・第2回アセス調査(4~6年) ・第2回学校をもっと楽しくしようアンケート(1~3年)	・1年生は紙媒体、2~6年生はGoogle フォーム ◆担任が集計し、生徒指導主任に報告する。 ◆結果から考察し、学級での対応を考える。
12	・第2回アセス、第2回学校をもっと楽しくしようアンケート後の児童面談	・事実確認後、本人と相談の上、対応。 ・他学年が関わる場合は、各担任がそれぞれ指導。 ○保護者に情報共有
1	・人間関係づくりプログラム③ ◆基本方針見直し	・自分自身の在り方を振り返る。 ◆運営委員会で基本方針を見直し、改正する。

2	・第3回アセス調査（4～6年） ・第3回学校をもっと楽しくしようアンケート（1～3年）	・全学年 Google フォームで実施。 ◆担任が集計し、生徒指導主任に報告する。 ◆結果から考察し、学級での対応を考える。
3	・第3回アセス、第3回学校をもっと楽しくしようアンケート後の児童面談 ◆次年度申し送り	・事実確認後、本人と相談の上、対応。 ・他学年が関わる場合は、各担任がそれぞれ指導。 ○保護者に情報共有 ◆スズキ校務に記録し、卒業後5年保管する。

※アセス調査…公益社団法人「学校教育開発研究所」が開発した、子供たちの「学校適応感」を測定するアンケート。①友人関係、②いじめ、③学習適応、④担任との関り、⑤向社会的スキル、⑥生活満足度の6つの視点から子供たちの認識を確認できる。

4 いじめへの対処

(1) 迅速な状況把握

「いじめではないか」と思われることを知った場合は、速やかに関係する児童から聞き取りをします。関係する教職員、保護者などからも情報を得て、正しく事実確認をします。

【把握すべき情報】

- ・誰が誰をいじめているのか。
- ・いつ、どこで起こったのか。
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。
- ・いじめのきっかけはあるか。
- ・いつごろから、どれくらい続いているのか。

(2) 具体的な対応

- ・報告を受けた時点で、関係職員のいじめ対策委員会を開き、すぐに関係者から話を聞き、理由に関わらずいじめをやめさせます。
- ・いじめを受けた被害児童への支援を行います。
- ・いじめを行った児童の保護者にも事実を正確に説明し、児童への指導を行います。
- ・SNSにおけるいじめへの対応は、保護者責任での対応が原則となります。いじめの事実確認のための関係児童への聞き取りやSNSの使い方（コミュニケーションの取り方）の指導はしますが、利用端末の管理や使用ルール、いじめ解消に向けての指導と見守りは、御家庭に委ねます。必要に応じて、警察へ通報して対応していただくこともあります。

5 重大事態への対応

【いじめの重大事態とは】

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺の企図、自傷行為、精神性の疾患、身体の傷害、金品等の被害等）
- 欠席の原因がいじめであると疑われ、児童が相当な期間（年間30日を目安）、学校を欠席しているとき、あるいはいじめが原因で一定期間連続して欠席しているとき。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

(1) 磐田市教育委員会に速やかに報告し、学校で調査を行う場合は、いじめ対策委員会の検討を踏まえ、必要な体制を整え、客観的な事実関係を把握します。

(2) いじめを受けた児童や保護者に対して、調査結果をもとに事実関係の情報を提供します。

(3) 報道対応については、プライバシーに十分配慮し、正確で一貫した情報を提供します。

担当：生徒指導主任